医療機関の皆様へ
特別養子縁組家族の受診に際してのお願い

外来主治医先生 御侍史

貴院の皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。当機関は民法第817条の２から11にて規定される特別養子縁組制度に基づき、事情があって育てられない赤ちゃんが遺棄されないよう保護し、赤ちゃんを幸せにしたいと願う養親様のもとへ赤ちゃんを委託させていただく特別養子縁組事業を、都道府県の認可を受けて実施しております。

委託させていただいた赤ちゃんは、生母様のやむを得ない事情のため出生したのち当機関にて保護し、生母様の承諾を得て養親様に養育委託をさせていただきました。

養親様がご出産された訳ではありませんので、新生児に関する周産期情報（妊娠経過や分娩経過）や生母様に関する医療情報（既往歴・アレルギー歴・遺伝性疾患等）について、養親様はご存じありません。新生児に関する周産期情報や医療情報が必要であれば、当機関までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

生母様はやむを得ない事情のため妊婦健診を受診していない場合もあります。そのため母子健康手帳の当該項目が空白となっており、検査結果が不足する場合があります。医療情報にやむを得ない空白や不足があることをご理解ください。

また子どもが必要とする医療行為や予防接種について、承認と費用負担はすべて養親夫妻に一任しますという同意を生母様より得ております。子どもに必要な医療行為につきましては遠慮なく養親様に説明していただき、承認と費用負担していただきますようお願い申し上げます。

また子どもの姓につきまして、養育期間中（家庭裁判所の審議が終了するまで）は、子どもと養親様の姓が別姓のままです。待合や受付で当該児童や養親様を呼び出される際は、混乱を避けるため、当該児童の（姓ではなく）下の名前あるいは受付番号でお呼びいただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家族はとても稀な家族形態です。事務手続き等ご不明な点が多いと存じます。疑義照会につきましては直接当機関までご連絡いただき、貴院内で情報共有いただければ幸甚です。

また衆人環視の中で「養子」「養親」という特殊な家族関係を言葉にすることは、（実子を得ることができなかった）養親様にとってかなりの心理的負担となります。一般的な家族関係を示す「子ども」「親」という言葉を使用していただきますようお願い申し上げます。

個人的事情等を衆人環視のなかで質疑応答することはかなりの心理的負担になります。個室対応いただくようお願い申し上げます。

健康保険証の発行や乳幼児医療証の発行が、稀な申請のため交付手続きが滞り、どうしても遅滞します。遅滞により自費期間が延長しますことをあらかじめお伝え申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家庭はとても稀な家族形態であり、医療機関の皆様も配慮が解らずご不安なのではないかと存じます。御不明な点や疑義照会等ありましたら遠慮なく当方までご連絡ください。

特別養子縁組あっせん機関

住所

電話番号